

明監報第8号

選挙管理委員会事務局定期監査及び行政監査結果報告のこと

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成29年(2017年)3月27日

明石市監査委員 林 郁 朗

同 星 川 啓 明

同 松 井 久美子

同 楠 本 美 紀

## 選挙管理委員会事務局定期監査の結果について

### I 監査の対象

選挙管理委員会事務局

### II 監査の期間

平成29年1月5日から平成29年3月27日まで

### III 監査の範囲

平成28年10月末日現在における財務に関する事務

### IV 監査の方法

選挙管理委員会事務局から予算の執行状況等について、資料の提出を求め、関係諸帳簿等について調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、財務会計処理が法令等に基づき適正に行われているか、事務の執行が計画的かつ効率的に行われているかについて監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 予算の執行等
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 補助金
- (5) 貸付金
- (6) 契約事務
- (7) その他

### V 監査委員の除斥

地方自治法第199条の2の規定により、明石市議会議員選挙における選挙運動の公費負担については、松井久美子監査委員及び楠本美紀監査委員を除斥した。

### VI 監査の結果

今回の監査は、財務に関する事務の執行状況を中心に実施したのであ

るが、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、別途改善の検討を指示した事項については、改善措置を講じられたい。

## 選挙管理委員会事務局行政監査の結果について

### I 監査のテーマ

「準公金の取扱いについて」

(選定の理由)

本市においては、市職員が職務の遂行上やむを得ず、地域団体等の公金以外の現金等（以下「準公金」という。）を取り扱っている事例がある。このような準公金は、法令の規定を根拠に管理をしているものでないことから、明石市財務規則も適用されていないが、公金と同様、適正に管理されていなければならないが、管理上の問題があれば、市の責任が問われることになる。

そのため、準公金の取扱いに関する事務について、行政監査を実施することとした。

### II 監査の期間

平成29年1月5日から平成29年3月27日まで

### III 監査の範囲

監査事務局の予備監査時点における準公金の取扱いに関する事務

### IV 監査の方法

明石市選挙管理委員会準公金取扱基準に基づいた事務が行われているかについて、選挙管理委員会事務局の関係書類等を調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法により、監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 準公金の取扱状況について
- (2) 準公金の取扱金額について
- (3) 準公金の管理状況について
- (4) 準公金の事務処理について
- (5) 今後の取扱いについて

### V 監査の結果

選挙管理委員会事務局で取り扱っている準公金4件の監査を実施した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、別途改善の検討を指示した事項については、改善措置を講じられたい。